平成２１年（フ）第１００９０号
大阪府高槻市城南町４丁目６番13号
債務者　古市　安幸
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３４５号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番23―501号
債務者　塚本　克徳
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３号
大阪府茨木市島１丁目21番32号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２号
大阪府枚方市東香里新町13番57号
債務者　港　　将隆
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８号
大阪府東大阪市花園東町１丁目８番12号
債務者　小林　秀昭
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４９号
大阪府枚方市甲斐田町18番２号
債務者　平井　賢司
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６号
大阪市大正区千島１丁目30番31号
債務者　三好比左子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５８号
大阪市住吉区長居３丁目９番５号
債務者　針金　幹人
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７０号
大阪府茨木市寺田町８番20号
債務者　出口　崇子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７２号
大阪府守口市大枝南町12番22号
債務者　中村　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３号
大阪府守口市大枝南町12番22号
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０１号
大阪府高槻市古曽部町２丁目24番26号
債務者　木戸恵里子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２１号
大阪府東大阪市西岩田３丁目４番38―602号
債務者　野村　友信
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１７号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―1401号
債務者　池原　昭子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６３１号
大阪府門真市末広町34番29―305号
債務者　東恩納節子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５７号
大阪府豊中市宮山町３丁目９番３号
債務者　阪本満里子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７２号
大阪府枚方市藤阪東町３丁目２番３―508号
債務者　有満　満子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７４号
大阪市東淀川区西淡路５丁目13番４―102号
債務者　伊藤　昌芳
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部